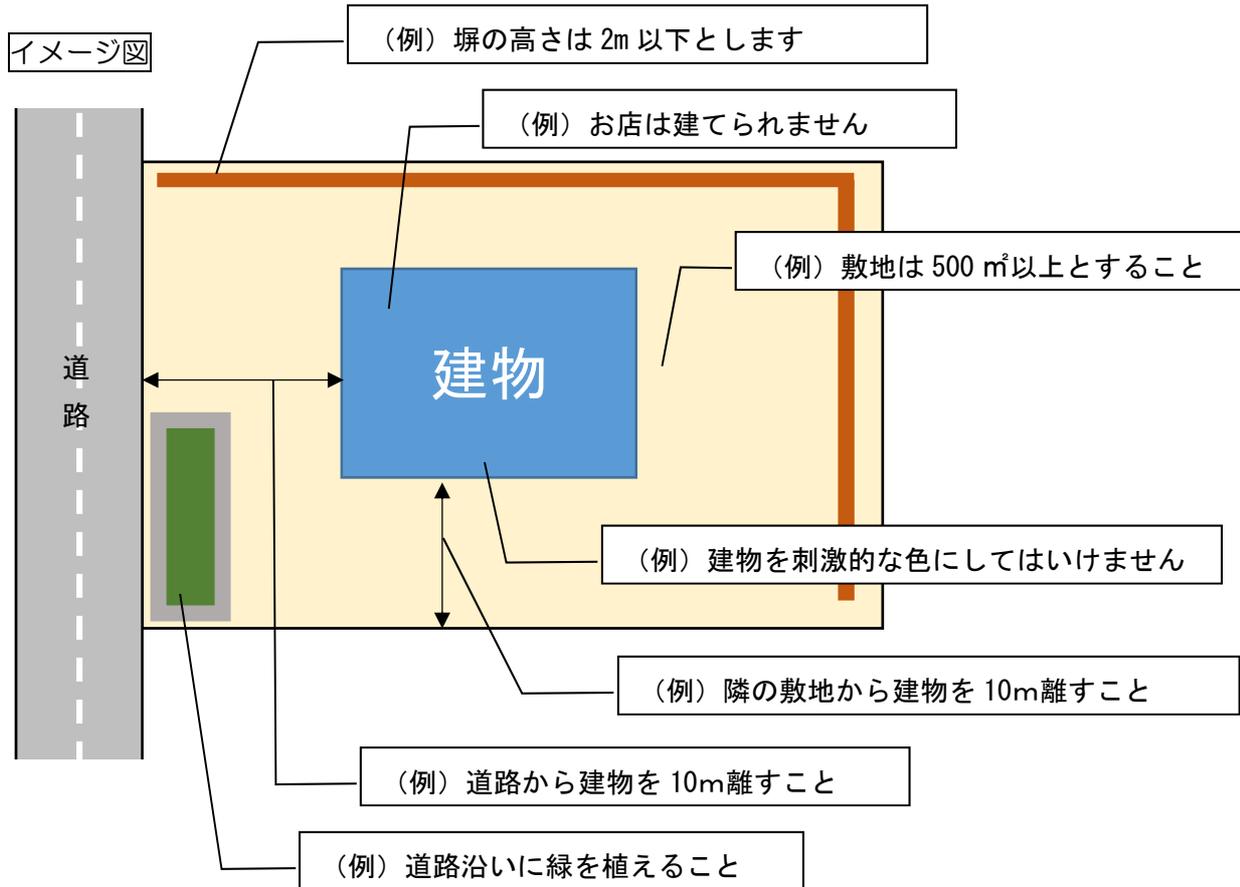


## 市街化調整区域の地区計画について

## 【地区計画とは】

ある一定のまとまりをもった「地区」を対象に、その地区の実情にあったよりきめ細かい規制を行う制度。



## 【「地区計画」の決定までの流れ】 ※芽室町が決定する

- ① 北海道と下協議
- ② 地権者意見聴取
- ③ 予備審査（芽室町都市計画審議会）
- ④ 帯広圏（帯広市・音更町・幕別町）意見聴取
- ⑤ 公告・縦覧
- ⑥ 本審査（芽室町都市計画審議会）
- ⑦ 知事協議
- ⑧ 公告・縦覧
- ⑨ 条例改正・地区計画決定